

○江別市社会福祉審議会条例

昭和48年3月31日条例第48号

改正

昭和51年3月12日条例第32号
 昭和54年6月30日条例第20号
 昭和63年10月4日条例第19号
 平成10年3月31日条例第13号
 平成12年6月23日条例第32号
 平成16年3月31日条例第5号
 平成30年9月28日条例第30号

江別市社会福祉審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における社会福祉に関する基本的事項を調査、審議するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の趣旨に基づき、市長の諮問機関として江別市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置し、もって市民福祉の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉に関する事業等に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のなかからこれを互選する。

2 会長は、審議会を代表し、議事、その他会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長、副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 審議会に次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。ただし、必要に応じてその他の部会を置くことができる。

専門部会名	調査審議する事項
心身障がい者福祉専門部会	心身障がい者の福祉に関する事項
高齢者福祉専門部会	高齢者の福祉に関する事項
児童福祉専門部会	児童福祉に関する事項

2 部会は、審議会から付託され、又は委任された事項を審議するほか、会長が定める軽易な事項について処理することができる。

3 前項に規定するもののうち、審議会が部会に委任した事項は、部会の決議をもって審議会の決議にかえるものとする。ただし、部会長は、この決議事項をその都度会長に報告しなければならない。

4 部会に属するべき委員は、会長が指名する。

5 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から互選する。

6 部会長は、特別な事項を調査、審議する必要があると認めるときは、部会に諮り、臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、会長の推薦により市長が委嘱する。

8 臨時委員は、当該特別な事項の調査、審議が終了したときは、解任されるものとする。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集し、部会は部会長が招集する。

(会議)

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後、最初に委嘱される第3条第2項第1号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、昭和50年4月30日までとする。

附 則 (昭和51年3月12日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年6月30日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

(条例の一部改正)

2 (1) 江別市福祉センター条例(昭和45年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

(2) 江別市青少年会館条例(昭和46年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

(3) 江別市児童館条例(昭和46年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

(規程の廃止)

3 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 江別市福祉センター運営審議会規程(昭和46年訓令第1号)

(2) 江別市青少年会館運営委員会規程(昭和47年訓令第13号)

(3) 江別市児童館運営委員会規程(昭和47年訓令第14号)

(規程の廃止に伴う委員の任期)

4 江別市福祉センター運営審議会規程第3条の規定により、審議会の委員に委嘱され、現に会長、副会長及び委員の職にある者、及び江別市青少年会館運営委員会規程第3条の規定により委員会の委員に委嘱され、現に委員長、副委員長及び委員の職にある者、並びに江別市児童館運営委員会規程第3条の規定により、委員会の委員に委嘱され、現に委員長、副委員長及び委員の職にある者の任期は、それぞれの当該規程の規定にかかわらず、この条例の施行の日をもって任期満了とする。

附 則 (昭和63年10月4日条例第19号)

この条例は、昭和63年11月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月23日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、平成12年6月7日から適用する。

附 則 (平成16年3月31日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年11月1日から施行する。

○江別市地域公益事業等に関する地域協議会設置要綱

平成29年9月25日市長決裁

江別市地域公益事業等に関する地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2第6項の規定に基づき、社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して計画する地域公益事業の内容及び事業区域における需要等について、公正かつ中立な意見の聴取等を行うため、江別市地域公益事業等に関する地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、社会福祉法において使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 協議会は、地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人からの要請に基づき、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の福祉課題に関すること。
- (2) 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること。
- (3) 社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業に関すること。
- (4) 関係機関との連携に関すること。

2 協議会は、前項各号に掲げる事項のほか、必要に応じて次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公益事業の実施状況の確認及び助言に関すること。
- (2) 地域の関係者による取組及び課題の共有に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか協議会が必要と認める事項

(委員等)

第4条 協議会は、委員24人以内をもって組織し、委員は、江別市社会福祉審議会条例（昭和48年条例第48号。以下「条例」という。）第1条に規定する江別市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の委員をもって充てる。

- 2 協議会に会長、副会長及び職務代理者を置き、それぞれ審議会の会長、副会長及び職務代理者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 職務代理者は、会長、副会長ともに事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人の担当者その他の委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業又は協議会が協議しようとする事項が第1項の規定により設置した部会の所管事項のみに係るものであるときは、当該部会に協議を委任することができる。この場合において、部会長は、協議の結果を会長に報告しなければならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、健康福祉部管理課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、健康福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月25日から施行する。

平成30年度 健康福祉部 施策展開方針 計画書
(障がい者・高齢者・児童福祉関係分を抜粋)

政策03 福祉・保健・医療

平成30年度に向けての展開方針（方針や重点事業の計画等を記載）						
03-03 障がい者福祉の充実						
<p>・障がい者支援・えべつ21プラン（第4期障がい者福祉計画・第5期障がい福祉計画）に基づき、「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」に向け、地域で安心して生活ができるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との協議や障がいについての理解促進を図ります。平成30年度も、障がいのある方への総合的な相談支援の充実や就労の場の確保に向け、自立支援協議会などを活用しながら関係機関との連携を図るとともに、企業等への広報活動や交流活動を展開します。</p> <p>・障害のある方の就労に係る包括的な相談窓口において、引き続き、就労に関する相談や定着支援を行うほか、障がい者就労に係る企業の相談や支援を行います。</p> <p>・在宅で生活する医療的ケアが必要な障がい児等が安心して過ごせる環境づくりを支援するため、受け入れを行う事業所に対し運営費の一部を補助します。</p>						
03-04 高齢者福祉の充実						
<p>住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることを目指し、平成30年度から平成32年度迄の高齢者総合計画（第8期高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画）を策定しました。本計画に基づき、平成30年度は主に次の取組を進めます。</p> <p>・高齢者の方が、地域内の交流等の促進をするための支援や安心して暮らせるための福祉サービスの提供を実施します。</p> <p>・市民の方への介護保険制度の普及啓発に努め、適正な介護保険事業の運営を実施します。</p> <p>・高齢者の自立支援と介護予防の推進に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業の実施、医療と介護の連携推進、認知症の方の初期対応支援、成年後見制度に関する相談窓口の運営や市民後見人の育成、そして高齢者の生活を地域で支えあう生活支援体制の整備などの地域支援事業を実施します。</p>						
政策の成果指標	単位	(初期値)	H26年度	H27年度	H28年度	目標
自宅で生活している障がいがある方の人数	人	7,600	7,869	7,798	7,637	↗
生きがいを感している高齢者の割合	%	78.9	76.1	74.3	75.9	↗
介護サービスが充実していると思う市民割合	%	92.1	88.2	91.2	89.8	→
健康福祉部が所管する個別計画または重点事業の進捗状況						
「心身障害者自立促進交通費助成事業」 身体障がい者、知的障がい者並びに精神障がい回復者のうち通所サービス決定者数	人	260	202	236	277	↗
「介護保険事業計画」 介護サービス利用者数のうち在宅サービス利用者の割合	%	63.7	63.7	64.8	68.2	↗

政策06 子育て・教育

平成30年度に向けての展開方針（方針や重点事業の計画等を記載）

06-01 子育て環境の充実

安心して子どもを産み育てられ、就業と子育てを両立できるまちをつくるため、引き続き平成27年度からスタートした「えべつ・安心子育てプラン(子ども・子育て支援事業計画)」に基づき、各施策を着実に展開し、子育て支援施策の充実に努めます。

・保育施設の待機児童を解消するため、認定こども園や小規模保育施設等の開設、運営支援を行うとともに、企業主導型保育施設の開設促進を目的としたPR等を新たに行うなどして、安心して保育サービスが利用でき、就業と子育てを両立できる環境整備を進めます。

・また、「よつば保育園」の定員を拡大し、待機児童の解消を図るとともに、「やよい保育園」で一時預かりを実施し、子育て支援体制の拡充に努めます。

・通年型施設の子育てひろば「ぼこ あ ぼこ」や全市的に展開している出前型子育てひろばの「地域あそびのひろば」における子育て支援事業の充実を図るなど、引き続き地域における子育て支援を推進します。

・民間放課後児童クラブの開設・運営支援等により、引き続き放課後児童クラブの量的・質的充実を図ります。

・公設放課後児童クラブの待機児童対策として、併設する児童センターにおいて、学校から直接児童センターへの来館を可能とするランドセル来館を実施します。

・関係機関との連携体制の充実を図るとともに、子どもの発達に関する相談や通所による支援などを通じて、発達に関する不安を軽減し、早い時期から療育が受けられる体制の充実を進めます。

政策の成果指標	単位	(初期値)	H26年度	H27年度	H28年度	目標
子育て環境が充実していると思う保護者の割合	%	44.6	39.2	43.2	45.7	↗
健康福祉部が所管する個別計画または重点事業の進捗状況						
「江別市子ども・子育て支援事業計画」保育所定員数	人	990	1,076	1,172	1,220	↗

平成30年度

江別市 予算案

(障がい者・高齢者・児童福祉関係分を抜粋)

基本方針

平成30年度は、「えべつ未来づくりビジョン」の5年次目となります。
「えべつ未来づくりビジョン」に掲げた「4つのまちづくりの基本理念」と、基本理念の根幹となる「協働のまちづくり」の考え方を踏まえてまちづくりを進めます。

基本理念

安心して暮らせるまち

活力のあるまち

協働のまちづくり

子育て応援のまち

環境にやさしいまち

予算編成のポイント

平成30年度予算編成では、この基本理念に基づいてまちづくりを進める「まちづくり政策」を推進するため、重点的・集中的に取り組む「えべつ未来戦略」を、政策の中枢に据えて取り組みを推進します。

また、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立のため、「江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を効果的に進めていきます。

安心して暮らせるまち

- 健康都市推進事業
- 空家等対策推進事業
- 耐震化推進支援事業
- 住宅取得支援事業
- 江別の顔づくり事業
- 新栄団地建替事業
- 成人検診推進事業（結核予防・がん検診経費）

活力のあるまち

- 観光振興計画推進事業
- 地域発見魅力発信事業
- 経済活動広報事業
- 総合特区推進事業
- 「食」と「農」の豊かさ発見実践事業
- 食を軸とした地場産品販路拡大支援事業
- 働きたい女性のための就職支援事業

子育て応援のまち

- 放課後児童クラブ待機児童対策事業
- 医療的ケア児（者）受入促進事業
- スクールソーシャルワーカー事業
- 子どもの生活実態調査事業
- 保育料の独自削減
- 待機児童解消対策事業
- 民間社会福祉施設整備費補助事業

環境にやさしいまち

- 自治会防犯灯設置費補助金（LED化）
- 花のある街並みづくり事業
- 地域緑化事業
- 環境教育等推進事業
- 生ごみ減量化推進事業



予算規模（各会計予算額）

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	増減	率
一般会計	43,950,000	43,550,000	△400,000	△0.9%
特別会計	26,802,000	24,255,000	△2,547,000	△9.5%
企業会計	18,414,768	17,976,463	△438,305	△2.4%
全会計	89,166,768	85,781,463	△3,385,305	△3.8%

一般会計は435億5千万円で、前年度から4億円（0.9%）減少しました。

これは、新栄団地の建設費や、民間社会福祉施設整備費補助金など、普通建設事業費の減によるものです。

全会計合計では、857億8,146万3千円となり、前年度から33億8,530万5千円（3.8%）減少しました。

新規 医療的ケア児（者）
受入促進事業 5,100 千円

在宅で生活する医療的ケアが必要な障がい児等が、安心して過ごせる環境づくりを支援します。

- ◆ 人員配置基準を超えて看護師を配置した事業所への補助（障害児通所支援事業所等）



高齢者等社会参加
促進バス助成事業 3,407 千円

高齢者や障がい者等の生きがいづくりや社会参加等を目的とした活動に対し、団体に借り上げるバスの費用の一部を助成します。

- ◆ 市内の福祉関係団体等に対するバス借上費用の一部助成

市民後見推進事業 8,658 千円

成年後見制度の普及や市民後見人の活動体制を整備するため、相談機関の運営や人材育成に取り組みます。

- ◆ 後見実施機関の運営
- ◆ 市民後見人フォローアップ研修



市民後見人養成講座

障害者就労相談支援事業 9,159 千円

障がい者の就労に関する相談、企業の障がい者雇用に関する相談窓口の設置など、障がい者の社会的自立を促進します。

- ◆ 障がい者や企業からの総合相談、障害福祉サービスとのマッチング
- ◆ 就労者への職場巡回、来所相談等による定着支援

介護保険特別会計 9,961,000 千円

高齢化による介護を必要とする方の増加を見据え、介護保険事業計画に基づき事業を進めていきます。

- ◆ 第7期介護保険事業計画（平成30年度からの3か年計画）を推進します。
- ◆ 要介護者・要支援者の増加により、予算規模が前年比4.2%増加します。
- ◆ 介護予防の取り組み、地域包括支援センターの運営など地域支援事業を実施します。

その他主要事業（政策03）

■ 社会福祉協議会補助金	93,164千円
■ 社会福祉センター大規模改修事業補助金	23,820千円
■ 夜間急病センター運営経費	141,478千円
■ 高齢者予防接種経費	65,066千円
■ 成人検診推進事業 （がん検診受診促進経費）	9,863千円
■ 障害者自立支援給付費	3,000,768千円
■ 障害者自立支援給付費（児童）	665,887千円
■ 自立支援医療給付費	224,334千円

■ 重度心身障害者医療費	243,970千円
■ 生活困窮者自立支援事業	29,847千円
■ 年末見舞金支給事業	12,444千円
■ 福祉除雪サービス事業	17,963千円
■ 老人ホーム施設入所委託費	76,477千円
■ 生活扶助自立助長支援事業	2,568,000千円
■ 国民健康保険会計繰出金	1,019,242千円
■ 病院事業会計繰出金	1,385,997千円
■ 介護保険会計繰出金	1,361,135千円
■ 後期高齢者医療会計繰出金	411,749千円

保育園運営経費 等

115,855 千円

就労等により保護者が家庭で保育できない児童を、保育することにより子育て支援を行います。また、多様な保育ニーズに対する支援を行います。

- ◆ **拡大** よつば保育園の定員拡大（140名→150名）
- ◆ **新規** やよい保育園での一時預かり事業の開始



よつば保育園（平成28年11月開園）



よつば保育園（園内風景）

民間社会福祉施設整備費

補助事業

141,311 千円

民間事業所が行う認定こども園施設等の整備に対し補助を行うことで、快適な保育環境の整備を促進します。

- ◆ 認定こども園等施設整備に対する補助（1施設）
- ◆ 民間保育施設の建設費償還金補助

待機児童解消対策事業

323,903 千円

0～2歳までの待機児童の解消に向け、受け皿となる小規模保育施設等に対し、保育従事者の養成、運営費補助などにより支援します。

- ◆ 保育従事者の養成
- ◆ 小規模・事業所内保育施設等への地域型保育給付
- ◆ **新規** 企業主導型保育施設開設に向けた市内企業等へのPR



保育園の地域清掃活動



病児・病後児保育事業

20,963 千円

病児・病後児保育を実施している事業所に対し、運営費の一部を補助します。

- ◆ 病児・病後児保育実施事業所への補助
- ◆ 感染症流行情報等の発信、保育施設の巡回・情報共有に対する補助

子育て情報電子配信事業

648 千円

スマートフォン無料アプリを活用して、子育てサービス情報を配信します。

- ◆ 子育て関連ニュース・イベント情報等の配信
- ◆ 母子手帳補完機能（電子母子手帳）



保育料の独自軽減

「えべつ・安心子育てプラン（江別市子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、子育て家庭への経済的負担を考慮し、引き続き保育料の軽減を図ります。

- ◆ 市の独自軽減率 22.52%

政策06 子育て・教育

新規

放課後児童クラブ 待機児童対策事業 4,371千円

公設放課後児童クラブにおける待機児童対策として、併設する児童センターにおいて受け入れ体制の拡大を図り、子育てと就労の両立を支援します。

- ◆ 待機児童のランドセル来館による受け入れ
- ◆ 児童が放課後等に安全に過ごすことができる場の提供

放課後児童クラブ 運営費補助金 107,418千円

民間放課後児童クラブに対し、運営に係る費用の一部を助成し、市内における放課後児童健全育成の充実を図ります。

- ◆ 民間放課後児童クラブへの運営費補助
- ◆ **拡大** 1クラブ分増（16クラブ→17クラブ）

親子安心育成支援事業 （子育てひろば事業） 25,881千円

商業施設内に開設した子育てひろば『ほこ あほこ』を運営します。季節や天候を問わない室内型で、大型遊具やクライミングウォールなどを備え、子どもが自由に遊べる空間を提供します。

- ◆ 子育てひろば『ほこ あほこ』
原則無休 9:30～17:30 利用料無料
0歳～小学校3年生まで（保護者同伴）
（図書コーナーは小学校6年生まで）



「ほこ あほこ」クライミングウォール



あそびのひろば

あそびのひろば事業 2,612千円

地域の子どもの遊びの場として、また、子育てに関する情報交換や交流の場として、民生委員・児童委員や子育てサポーター協力のもと、あそびのひろばを開催します。

- ◆ 出前型ひろばの開催



新規

子どもの生活実態調査事業 3,407千円

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の基本理念にのっとり、子育て施策の基礎資料とするため、子どもの生活実態調査を実施します。

- ◆ 子どもの生活実態アンケート調査の実施



その他主要事業（政策06）

■ 児童扶養手当	490,600千円
■ 児童手当	1,542,005千円
■ 教育・保育施設給付事業	1,717,489千円
■ 乳幼児等医療費	152,960千円
■ ひとり親家庭等医療費	50,219千円
■ 児童館地域交流推進事業	54,600千円
■ 予防接種経費	198,879千円

■ 幼稚園就園奨励費補助金	115,742千円
■ 私立幼稚園補助金（運営費補助金）	11,030千円
■ 特別支援教育推進事業	39,393千円
■ 特別支援学級生活介助事業	51,816千円
■ 学校給食事業	243,078千円
■ 小・中学校教育扶助費	189,000千円
■ コミュニティ・スクール事業	1,911千円

江別版「生涯活躍のまち」構想における介護保険施設等の施設整備について

市は、障がいのある方や高齢になっても住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けることができることの推進を目的として、「障がい福祉計画」及び「江別市高齢者総合計画」(2018年度～2020年度)を、本年3月に策定した。

これらの計画では、平成29年3月に策定した江別版「生涯活躍のまち」(CCRC)構想との整合、調和を図るものとしている。

このことから、今回、当構想の整備事業における事業者選考に当たり、障がい者の訓練・就労の場、介護保険施設及び障がい者や高齢者の住まい等を必須の施設として、公募し選考を実施した。

1 事業者の選考等について

(1) 整備施設

①障がい者の訓練、就労の場や相談支援に係る施設

- ・障がい者グループホーム、障がい者就労継続支援A型事業所、交流農園など

②高齢者総合計画に定める介護保険施設等

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 1施設：80床
- ・介護老人保健施設 1施設：80床
- ・看護小規模多機能型居宅介護 1施設：29名登録

③その他

- ・サービス付き高齢者向け住宅、パークゴルフ場等

※別紙「配置図」参照

(2) 江別市生涯活躍のまち整備事業者選定委員会(7名)

委員構成：学識経験者等及び市職員により組織

※別紙「委員名簿」参照

(3) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 選定団体

所在地：空知郡奈井江町字奈井江町161番地1

代表法人：社会福祉法人日本介護事業団

構成員：株式会社つしまマネージメント

構成員：農業生産法人株式会社つしまファーム

構成員：医療法人社団光進会札幌月寒病院

※応募は、上記1団体のみ。8月8日に事業者プレゼン、上記選定委員会で決定。

2 整備場所

江別市大麻元町154番1(北海道札幌盲学校跡地の一部)

3 開設予定

介護保険施設等(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、看護小規模多機能型居宅介護)については、2020年度(2021年3月)、その他の施設は、2021年4月以降に開設。

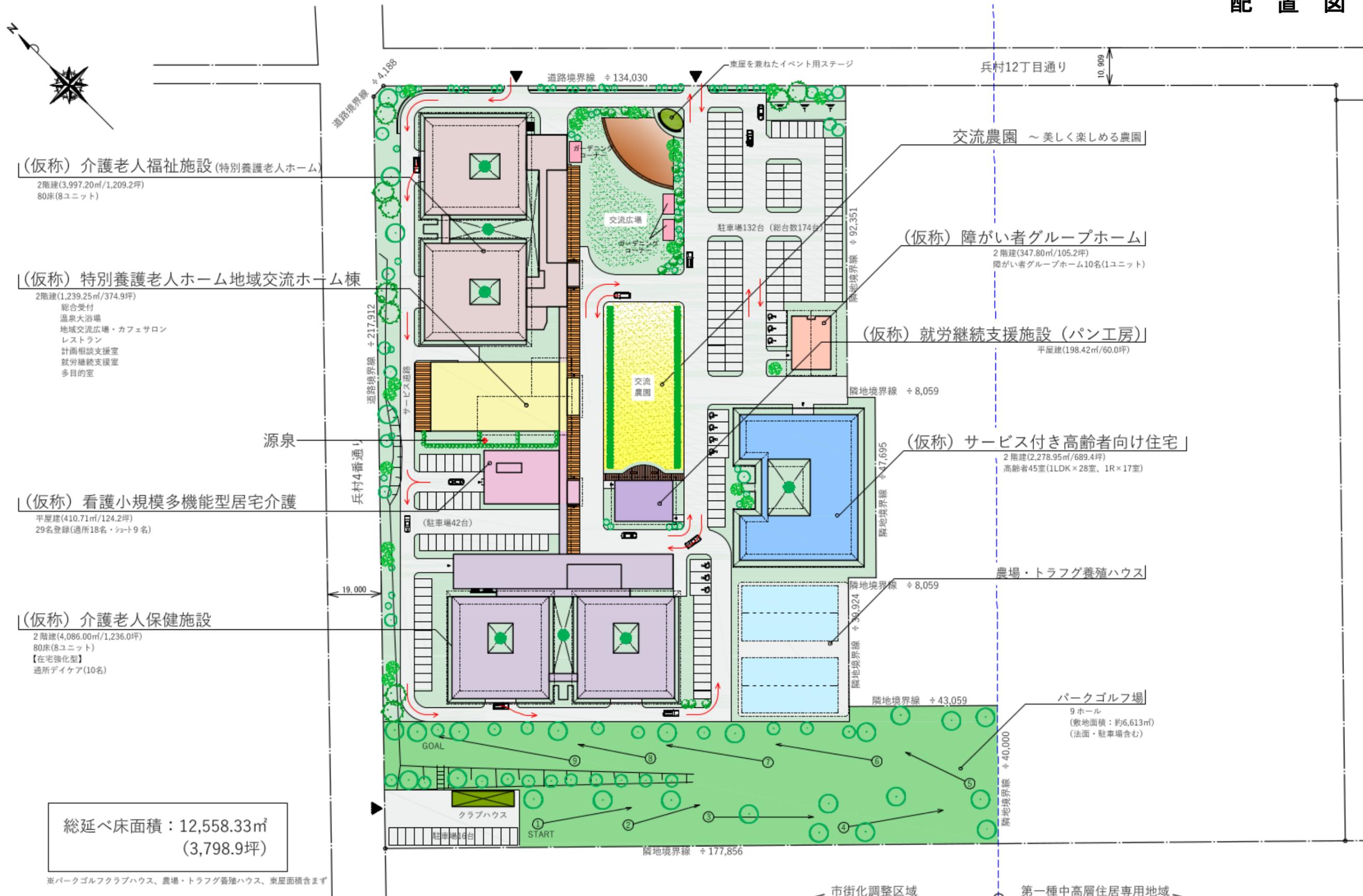
江別市生涯活躍のまち整備事業者選定委員会
委員名簿

氏名	所属・役職	備考
澤井 秀	北海道情報大学 学長	江別版生涯活躍のまち構想有識者会議座長
今井 博康	北翔大学 教育文化学部 教授	江別市障がい福祉計画等策定委員会委員長
新田 雅子	札幌学院大学 人文学部 准教授	江別市介護保険事業計画策定等委員会委員長
小原 克嘉	江別市自治会連絡協議会 副会長	江別版生涯活躍のまち構想有識者会議委員 江別市介護保険事業計画策定等委員会委員 大麻地区自治連合会連絡協議会副会長
中川 雅志	江別市社会福祉協議会 事務局長	江別版生涯活躍のまち構想有識者会議座長代理 江別市障がい福祉計画等策定委員会副委員長 江別市介護保険事業計画策定等委員会副委員長
北川 裕治	江別市企画政策部長	
佐藤 貴史	江別市健康福祉部長	

鳥 瞰 図



配置図



総延べ床面積：12,558.33㎡
(3,798.9坪)

※パークゴルフクラブハウス、農場・トラフグ養殖ハウス、東屋面積含まず